

学校傷害保険のご案内

日頃より本校の運営にご理解・ご協力を賜り、ありがとうございます。本校では、学校管理下のけがに備えて、下記の内容で学校傷害保険を付保しておりますので、ご案内します。

1. 補償対象	学校敷地内外を問わず、学校の管理下の活動中に発生したけが。 ※ただし、けがの状況等によっては保険適用外の場合があります。
2. 補償限度金額	死亡・後遺障害：50,000 パーツ。傷害治療実費：50,000 パーツ。 ※保険適用外の項目がある場合は、領収書の金額どおりの料金が補償されないことがあります。 ※学校傷害保険では補償されない傷害や補償限度額を超える費用は、各家庭の負担となります。
3. 申請期限	初回受診日から6か月以内。 ※歯科治療は、災害発生日から7日以内の初回受診のみが給付の対象となります。
4. 保険金請求方法	受診毎の「診断書」と「領収書（全額自己負担）」の原本を提出してください。
5. 保険金受取方法	下記①②のいずれかをお選びください。 ① 学校がご指定の銀行口座（バンコク市内の口座に限る）に振り込む方法 ② 小切手を受け取り、ご自身で銀行口座入金をする方法 ※申請から振込まで2か月以上時間がかかります。退学等で急ぎの場合は、お知らせください。 ※振り込みをご希望の方は、通帳のコピーもご提出ください。
6. 担当	保健室 Tel. 02-319-5457 小学部 1120 中学部 6112

注1) 学校傷害保険の保険料は学費から支出しており、改めて保険料をお支払いいただく必要はありません。

注2) 歯科は保険適用外となる処置が多いことをご了承ください。

注3) ご家庭の保険を使用され、まかないきれない分を学校傷害保険に申請したい場合は、ご相談ください。